

## 京エネ会同窓会等開催支援事業補助金交付に関する内規

### (通則)

第1条 京エネ会同窓会等開催支援事業補助金（以下、補助金）の交付に関しては、この内規の定めるところによる。

### (趣旨)

第2条 この補助金は、京エネ会会員による同窓会および講習会等（以下、同窓会等）の開催を支援することにより、京エネ会（以下、本会）の支部活動・地方活動の活性化に寄与するために、同窓会等に要する経費の一部について補助金を交付するものとする。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下、補助事業者）は、同窓会等の主催者とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、補助対象事業）は、本会会員を対象とした同窓会等とし、次のいずれにも該当するもの

- (1) 10名以上の出席で開催されるもの
- (2) 出席者のうち本会会員が8割以上であり、かつ同窓会等が開催される年度の会費納付者割合が出席会員の8割以上であること

### (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下、補助対象経費）は、補助事業者が同窓会等を開催するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 開催案内文書の作成や送付に必要な印刷経費および通信経費
- (2) 講習会の会場費および講師の交通費
- (3) 同窓会等における飲食経費

### (補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額の25%、または出席人数に2千円を乗じて得た額、または4万円のいずれかの低い額とする。

- 2 同一の同窓会等への補助金の交付は1年毎に1回とする。

### (補助金の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとするときは、補助事業者は、京エネ会同窓会等開催支援事業補助金交付申請書（様式 A-1）に、次に掲げる書類を添付して本会事務局に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- 2 前項の規定により事務局へ申請が提出されたときは、会長はその内容を審査し、適当と認めた場合は補助金交付決定通知書（様式 A-2）を補助事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の申請書の提出期限は、同窓会等の開催予定日の14日前までとする。

(補助金交付の条件)

第8条 同窓会等の出席者に対して、最新の会報等の配布を行うとともに、同窓会等の様子を本会に報告すること、また、集合写真および事業報告を本会会報やホームページにおける広報活動に用いる場合があることを周知することを、補助金の交付条件とする。

(補助金交付決定の取り消し)

第9条 会長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する補助事業の要件に反している事実が認められたとき
- (2) 虚偽その他不正な行為によって補助金を受け、または受けようとしたとき
- (3) その他、会長が交付決定を取り消す必要があると認めたとき

(補助金交付申請内容の変更等)

第10条 第7条第2項の規定により交付決定通知を受けた者(以下、交付決定者)は、申請内容の変更または中止しようとするときは、速やかに補助金変更・中止承認申請書(様式A-3)を本会事務局に提出しなければならない。

(補助金の変更承認)

第11条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更交付するかどうかを決定し、その旨を補助金変更承認決定通知書(様式A-4)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から14日以内に補助対象事業の結果を記載した事業報告書(様式A-5)に次の書類を添付して事務局に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(別紙3)
- (2) 収支決算書(別紙4)
- (3) 出席者名簿(別紙5)
- (4) 事業に要した費用の領収書等の写し
- (5) その他、会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第13条 会長は、補助事業の完了の報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査により、交付の決定の内容およびこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式A-6)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式A-7)を事務局に提出しなければならない。

- 2 会長は特に必要があると認めるときは、補助金を概算払または前金払により交付することができる。

附則

本内規は令和4年8月1日より施行する。

(令和4年6月28日制定)

年 月 日

京エネ会会長様

申請者 住所

団体名及び  
代表者氏名  
連絡先

印

京エネ会同窓会等開催支援事業補助金交付申請書

京エネ会同窓会等開催支援事業補助金の交付を受けたいので、京エネ会同窓会等開催支援事業に関する内規第 7 条の規定により関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

補助年度	年度
補助事業等の名称	
補助金交付申請額	円
補助対象額	円
補助事業実施期間	年 月 日から 年 月 日
添付書類	(1) 事業計画書(別紙 1) (2) 収支予算書(別紙 2)

別紙1(第7条関係)

事業計画書

事業等の名称	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日
事業実施場所	
出席予定者の人数・対象	出席者: 名 (本会会員: 名) (事業実施年度の会費納付者: 名)
事業の内容	

\* 出席者には最新の会報等を配布して下さい。

\* 同窓会等の様子を本会に報告して下さい。集合写真および事業報告を本会会報やホームページにおける広報活動に用いる場合があります。

別紙2(第7条関係)

収支予算書

【収入】

費目	金額(円)	内訳
補助金		
計		

【支出】

費目	金額(円)	内訳	
補助金対象経費			
	小計(①)		
	補助金対象外経費		
小計(②)			
合計(①+②)			